

通所リハビリテーション運営規定

(事業の目的)

第1条 利用者が要介護状態となった場合において、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行うとともに、運営に当たっては、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることを基本方針とする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 医療法人徳洲会 こくらクリニック

所在地 沖縄県那覇市古波蔵3丁目8番28号 4階

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 医師（常勤兼務）

管理者は専従する看護師又は理学療法士・作業療法士のうちから代行者を専任し、従業者に運営基準を遵守させるための必要指揮命令を行なわせる。

2 医師 1名以上（管理者含む常勤兼務）

利用者の体調管理、体調不良時の対応

3 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は通所リハビリテーション計画書の立案・実行・評価・家屋改修の相談等、通所リハビリテーションの提供に当たる。

4 看護職 1名以上

看護職員は、指定通所リハビリテーション計画に基づき、バイタルチェック・利用者の健康管理・健康相談等、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

5 介護職員 4名以上

介護職員は、通所リハビリテーション計画に基づき、通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日・祝日

ただし、12月31日から1月3日までは除く。

営業時間 午前8時30分～午後5時00分

サービス提供時間 午前9時30分～午後3時45分

(通所リハビリテーションの内容及び利用定員)

第6条 事業所で行う通所リハビリテーションの内容及び利用定員は、次のとおりとする。

1 内容

要介護状態となった利用者が、可能な限りその居宅において、個々の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法等を主として、その他必要なリハビリテーションを積極的に行う。

① リハビリテーション計画の作成

② 個別リハビリテーション

③ 送迎

④ 配食の提供

⑤ 入浴訓練

⑥ 健康チェック

2 利用定員

40名を定員とする。

(通所リハビリテーションの利用料)

第7条 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣の定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その1割負担、2割負担、3割負担とする。

食費は600円とし全額利用者負担とする。

事業の提供開始に際し、あらかじめ利用者または家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所で行う通所リハビリテーション事業の実施地域は次のとおりとする。

那覇市、豊見城市、南風原町の区域とする。

(緊急時の対応)

第9条 事業所は、サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに緊急搬送時に必要な措置を講じる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、通所リハビリテーションの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 サービス利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、及び利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けよう留意する。
- 2 利用者は事業所内において政治活動または宗教活動を行ってはならないものとする。
- 3 利用者の所持金その他貴重品は事業所に持ち込まないものとし、やむを得ず持ち込まなければならない場合は利用者自らが管理するものとする。
- 4 事業所内の飲酒、喫煙は原則禁止とする。
- 5 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意する指示を行う。
 - ① 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならない様利用する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し当該業務継続計画に必要な措置を講ずるものとする。

- 1 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を計画的に実施するものとする。
- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業者は、非常災害に備えるために、非常用食料等の必要な物品の備蓄を最低3日分整備することとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生しまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- (3) 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密保持)

第14条 事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いに関するガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 2 事業者は、前項に定める秘密保持義務について、従業者の離職後もその秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めることとする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報をを用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書で得ることとする。

(利益供与の禁止)

第15条 事業者は、居宅介護支援事業所又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

(苦情処理等)

第16条 事業の提供に係る利用者からの苦情及び相談に迅速かつ適切に対応するために、担当者を設置し、口頭、電話、メール等により苦情等を受け付けた場合は、苦情処理の体制に沿って対応し、その内容を記録する。受け付けた苦情等については、その原因を解明し、改善に取り組むものとする。また、苦情処理結果については、個人情報に配慮した上で事業所内での公表を行う。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、事業の提供に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第17条 事業者は、事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業者は、身体的拘束等は廃止すべきものという考えに基づき、従業者全員への周知徹底を行なう。

- 3 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、再検討記録等記録の整備や身体拘束を行う場合の手続き等、厚生労働省策定の「身体拘束ゼロへの手引き」の内容を遵守し適正な取扱いにより行うものとする。
- 4 事業所は、居宅介護サービス計画に位置づけた事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待、身体的拘束等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村または居宅介護支援事業者等に通報するものとする。
- 5 事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組みをおこなうものとする。
 - (1) 利用者に対する認知症ケアの方法等について、養護者に情報提供し、共に実践する。
 - (2) 利用者の現在の生活やこれまでの生活について知り、一日の生活リズムや本人のペースを踏まえた臨機応変な支援を行なう。
 - (3) 利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、養護者及び介護支援専門員、他の福祉サービス事業者や医療機関と共有することで、よりよいケアの提供に貢献する。
 - (4) 定期的な研修等を開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得する。

（記録の整備）

第19条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。また、利用者またはその代理人からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対してこれを開示し、利用者又はその代理人が希望する場合には、実費でその複写物を交付するものとする。
 - (1) 通所リハビリテーション計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

- ・ハラスメントについての研修
- ・虐待防止、身体拘束廃止のための研修等

(2) 継続研修 年4回以上

(3) 認知症介護基礎研修 医療・福祉関係の資格を有さない介護従業者を対象とする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても事業の提供を行うよう努めるものとする。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人徳洲会とこくらクリニック通所リハビリテーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規定は平成12年4月1日より施行する。

平成12年	10月	1日	改正
平成13年	11月	1日	改正
平成15年	7月	1日	改正
平成15年	8月	1日	改正
平成16年	1月21日		改正
平成17年	10月	1日	改正
平成18年	4月	1日	改正
平成18年	11月	1日	改正
平成22年	1月21日		改正
平成22年	10月25日		改正
平成30年	1月	1日	改正
平成30年	6月	1日	改正
令和3年	4月	1日	改正
令和3年	10月	1日	改正
令和6年	1月	1日	改正
令和6年	4月	1日	改正
令和6年	5月	1日	改正